令 和 8 年 度 事 業 計 画 書

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会

［基本方針］

本会は、令和８年度に法人設立５０周年（以下、「５０周年」。）を迎えるとともに、現行「第４期小田原市地域福祉活動計画」（以下、「現行地域福祉活動計画」。）の最終年度を迎えます。これまで積み重ねてきた地域福祉の実践を総括し、次期「第５期小田原市地域福祉活動計画」（以下、「次期地域福祉活動計画」。）への継承と発展を図ることを基本とします。

また、令和８年度は、地域福祉活動の充実・評価と地域の変化により今後顕在化が見込まれる新たな地域課題への対応準備を並行して進める年度として位置付けます。さらに、５０周年記念事業を通じて、市民に社会福祉協議会の存在意義を広く伝え、地域とともに歩む社協の未来像を描くことを基本として取り組んでまいります。

［重点目標］

１　現行地域福祉活動計画の推進・管理及び次期地域福祉活動計画の策定に向け着手

本計画の最終年となり、各種事務事業の実績を踏まえた評価と検証を行うとともに、次期地域福祉活動計画の策定に向けた準備に着手します。

（４つの基本目標と９つの行動計画）

基本理念「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」 ー地域づくりは　みんなが参加ー	
基本目標１　～つながり、包み込む地域社会づくりを目指して～	
「重層的支援・権利擁護の推進」	(1) 多機関協働による包括的な支援体制の推進 (2) 権利擁護関係事業の充実
基本目標２　～ともに支え合う地域社会づくりを目指して～	
「地域福祉の総合力の向上」	(3) 地区社会福祉協議会活動の充実 (4) 持続可能な活動のための担い手・財源創出 (5) 福祉施設・団体などとの連携促進
基本目標３　～安心して、心身ともに豊かに暮らせる地域社会づくりを目指して～	
「相互理解と社会参加の推進」	(6) 社会参加しやすい環境づくりの推進 (7) 介護予防・健康づくりの推進 (8) 広報活動の充実
基本目標４　～災害を軽減する地域社会づくりを目指して～	
「大規模災害への対応」	(9) 災害時の地域支援体制の整備

２　会員の加入促進に向けた取り組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るためには、財政基盤の安定化が不可欠であり、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・使途等を「社協おだわら」のほか、SNS、ウェブサイト、動画コンテンツ等を活用し、積極的に周知し、加入促進に向けた取り組みを強化していきます。また、市社協及び地区社協の重要な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

３　市内２６地区社会福祉協議会の支援及び連携強化

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協の会議や活動等に職員を派遣し、各地区の実情や課題を的確に把握したうえで、運営を支援し連携を強化していきます。

また、見直しを行った地区社協育成費補助金の運用により、地域特性に応じた活動の展開と地区社協組織の基盤整備を図ります。

４　支え合いの体制づくりの推進

地域での支え合いの基盤として定着してきた「サロン活動」や「生活応援隊活動」、「地域福祉コーディネーター活動」等については、これまでの実績を活かし継続的な支援を行うとともに、活動の効果を最大化するための検証を進めます。

具体的には、各活動の質の確保や、制度施策との連動、担い手確保の視点から現状と課題を整理し、次期地域福祉活動計画を見据えた、より実効性の高い体制づくりに向けた検討を行います。

５　ボランティア活動の充実強化

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、福祉ボランティアスクールをはじめとする各種講座の開催など現行地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

６　総合相談体制の推進

個別支援(※1)と地域課題を総括的にとらえるコミュニティソーシャルワーク実践(※2)に向けた移行期間と位置付けます。相談支援を通じて把握した課題を地区へ還元し、住民主体の参加と協働による地域づくりにつなげる仕組みづくりを進めます。

また、関係機関との継続的なネットワーク構築を図り、今後の包括的な支援体制の強化に向けた基盤整備に取り組みます。

※『個別支援』及び『コミュニティソーシャルワーク実践』については、最終ページで説明しています。

７　成年後見制度利用促進に向けての体制づくり

必要な人が安心して利用できるよう成年後見制度の利用促進に向け「おだわら成年後見支援センター TOMONI(ともに)」を市及び法律専門職等と連携し進めていくとともに、市民後見人養成事業を推進します。

８　介護保険制度等に基づく事業の適正な運営

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、適正なサービスの提供や質の向上に努めます。

また、中期経営計画に掲げる目標達成に向けた進捗状況の把握及び評価・検証を実施していきます。

９　創５０周年記念事業の実施と広報・啓発の推進

法人を設立し５０周年を迎え、これまで継続してこられたことに感謝する特別な機会であり、社協の歴史や価値観を振り返りつつ、未来へ向けたビジョンを市民に向けて発信、共有する場とする。

・広報紙「社協おだわら」記念特集号の発行
・記念講演会の開催
・記念式典の開催（特別功労者表彰等）

各事務事業において、現行地域福祉活動計画に位置付けられているものについては、計画の基本目標及び行動計画の番号を記入しました。（例：【計　基１-(1)】…基本目標１、行動計画(1)）

［主な事業］

1　組織体制及び活動の強化…【計　基２-(3)、(4)、(5)、基３-(8)】

地域福祉の中心的組織としての機能を発揮するため、組織体制を強化し、事業運営を円滑に推進します。

事業名	概要等
(1) 法人運営関係会議	① 役員幹部会　…　年５回開催 ② 理事会　…　年５回開催 ③ 評議員会　…　年３回開催（うち、定時評議員会１回） ④ 監事会　…　年２回開催 ⑤ 評議員選任・解任委員会　…　適宜
(2) 地区社協関係会議	① 地区社協会長会議　…　年３回開催（うち１回はブロック別） ② 地区社協広報担当者連絡会　…　年１回開催
(3) 運営委員会	① ボランティアセンター運営委員会　…　年１回開催 ボランティアセンターの事業である寄託金品の取扱いや、その他の目的を達成するために必要な事業の適正な運営を図るために開催 ② 交通遺児援護基金運営委員会　…　年１回開催 支度金及び激励金の適正な交付を期するために開催
(4) 研修・研究事業	役員等の資質を高めるとともに、市社協の事業等運営の充実及び強化を図るための研修会等を開催 ① 役員等研修会（対象：理事・監事） ② 職員研修 ③ 地区社協及びボランティア研修等への積極的な職員の派遣
(5) ボランティア活動従事者の顕彰	ボランティア活動を１０年以上行ってきた方が、その活動を停止したときに感謝状を贈呈
(6) 社会福祉法人・福祉施設との連携・協働の促進	地域福祉の発展強化を図るため、社会福祉法人や福祉施設との連携・協働を促進
(7) 財政基盤の安定化に向けた取り組みの推進	組織管理体制の充実と健全な事業運営等が確立できるよう、経営管理部会を開催（年３回）
(8) 情報公開の総合的な推進	市民から福祉活動への理解、信頼や積極的な参加を得ることを目的に、情報公開を総合的に推進
(9) 現行地域福祉活動計画推進管理及び次期地域福祉活動計画策定準備	計画中の取組内容については、随時、点検をしながら計画の達成に必要な事務事業を実施 新次期地域福祉活動計画策定委員会の設置・運営

2　広報・啓発活動の推進…【計　基３-(8)】

市社協をはじめ地区社協や各種ボランティアが行う地域福祉活動に対する市民の関心がより一層深められ、主体的な参加が得られるよう、広報紙「社協おだわら」の充実、各種イベント・行事等への参加・協力を通して啓発活動の推進を図ります。

事業名	概要等
(1) 社協会費 PR 紙の発行	社協会費及び会員に関する情報発信を目的に PR 紙を年１回発行
(2) 広報編集委員会	広報紙「社協おだわら」のより一層の充実を図ることを目的に開催（年８回）
(3) 広報紙「社協おだわら」	年４回発行　うち１回「翻50 周年記念特集号」発行
(4) 共同募金運動 PR 紙	年１回発行
(5) 社協新春のつどい開催	関係機関・団体等を一堂に会し、年頭の施策方針の発信及び顕彰式を開催／翻50 周年記念式典として特別功労者等の表彰
(6) 翻50 周年記念講演会開催	これまでの歩みを振り返りつつ、地域福祉のさらなる発展を地域の方々とともに考える機会として開催
(7) ホームページや SNS の管理と積極的な情報発信及び各種イベント・行事等の企画や参加・協力（随時）	

3　地区社会福祉協議会の育成・援助…【計　基２-(3)、(4)、３－(6)、(7)】

市内２６地区社協が、各地域の生活課題を明確にし、解決に向けた主体的な活動を展開できるよう、事業費の補助に加え、住民の行動の源泉となる学びや体験機会の提供に重点を置きます。

具体的には、様々な取り組みの情報提供や、活動者同士が互いの実践から学び合う対話の場を創出するなど、新たな気づきや意欲を醸成する丁寧な支援を行います。

また、多様化する地域課題に対応するため、さまざまな団体・機関等との連携を促進し、活動の視野を広げるとともに、次代の地区社協活動を担う新たな人材の発掘・育成に向けたアプローチを図ります。

事業名	概要等
(1) 活動交付金助成	地区社協に対して会費納入実績額に応じて助成 一般会費分：約 45%、特別及び賛助会費分：50%
(2) 各種事業費の補助	基礎活動費、交流事業費、安心事業費、育成事業費、解決事業費、基盤強化費等の事業費の補助
(3) 共同募金協力事務費の交付	地区社協に対して募金実績額の９％を交付
(4) サロン活動の支援	立ち上げ及び運営の支援
(5) 三者合同研修会の開催	地域福祉活動の推進にあたり、地区自治会連合会長、地区民生委員児童委員協議会長、地区社会福祉協議会長の連携・連帯感をより強固なものとするための研修会

(6) 地域福祉コーディネーター養成研修会の開催	地域福祉を推進する人材や地区社協の運営を事務的に担う人材を幅広い分野から発掘・養成する研修会
(7) 地区社協活動関係者交流会の開催	地区社協活動について、多くの従事者（地区社協関係者）に理解を深めていただくことを目的とした研修会
(8) きずなチーム代表者連絡会の開催	見守りに重点を置いた活動の情報交換等を目的とした連絡会
(9) きずなチーム員研修会の開催	チーム員活動の充実と活性化を図り、住民同士がともに支え合う「互助の取組」に役立てていただくことを目的とした研修会
(10) きずなチーム地区別研修会の開催支援	地区単位で開催される研修会等への支援
(11) 地域福祉コーディネーター会の活動支援	地区で組織化された会に対する活動支援
(12) その他、地区社協が開催する各種会議、行事等への職員の積極的な派遣	

4　生活支援事業の推進…【計　基２-(3)、(4)、３-(6)】

社会的に何らかの支援を必要とする方々に対して、地域で支えあう体制づくりを目指し、各種事業の展開に取り組みます。

また、生活応援隊活動等のさらなる充実と持続可能な運営を目指し、実施団体間の連携促進と運営支援体制の強化を図ります。

事業名	概要等
(1) 生活応援隊（日常生活支援活動）	制度の狭間にある個別の生活支援や介護ニーズへ柔軟に対応することを目的とした住民相互の助け合い活動
(2) 生活応援隊実施団体情報交換会	生活応援隊活動の更なる充実を図り、その運営支援体制を強化するため、代表者等による情報交換を実施
(3) 地域共生社会推進事業	地域共生社会推進団体応援補助事業
(4) 活動交流拠点の体制整備	ふらっと城山の管理及び各ふらっとスペースの運営支援

5　各種支援事業の推進…【計　基２-(4)、(5)、３-(6)、(7)】

［高 齢 者］　要援護等高齢者の日常生活を援助する一方、高齢者自らが行う生きがいを高めるための活動等に対して支援します。

［児　　童］　児童の健やかな成長を促進するための支援事業を推進するとともに、福祉への理解を深め、人権の尊重や社会参加活動への意義等について広く学ぶ機会を提供します。また、児童にも市社協事業の運営に携わってもらう場をつくり、参加する側の視点に立った魅力的な事業展開を目指します。

［障がい者］　障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、各種団体が取り組む事業を側面から援助します。また、各種活動を通して、この分野における地域との連携強化を目指します。

分野	事業名	概要等
高齢者	(1) 小田原市老人クラブ連合会事業費助成及び運営協力	地域の高齢者がその生活を豊かなものにするために、ボランティアや健康づくり、レクリエーションなどの活動を進めている老人クラブ連合会の運営を支援
	(2) 生きがいふれあいフェスティバルへの協力	世代を越えたふれあいと高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的としたイベントへの協力
	(3) 小田原市いきいき健康事業の実施	高齢者の生活機能の維持・向上を図り、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を目的に２６地区社協と共催
	(4) 小田原市食の自立支援事業の実施（高齢者世帯分）	高齢者の栄養状態の改善や見守りを目的とした配食事業
	(5) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業の実施	高齢者がボランティア活動を通して、社会参加や生きがいづくりに資することを目的とした事業
	(6) 家族介護者支援事業の推進	介護を要する高齢者や障がい者を在宅で介護している家庭への支援を目的に、情報交換や意見交換等の場を提供する事業を支援
	(7) 各種事業等を通した地域包括支援センター、福祉施設等との連携推進	
児童	(1) 小田原市子ども会連絡協議会事業費助成	グループワーク、議場見学や消防署見学などを行うインリーダー研修会事業費の助成
	(2) 交通遺児世帯支援事業	・支度金（小学校入学／中学校入学・卒業時／高等学校卒時） ・激励金（小学校 1～5 年・中学校 1,2 年・高等学校 1,2 年の各学年の課程修了時、満年齢が 6 歳に満たない遺児を扶養する世帯） ・祝い金（遺児が成人を迎えたとき） ・支給品（小学校・中学校・高等学校等の在学者） ・見舞金（交通遺児世帯として登録されたとき）
	(3) 西湘地区里親会事業費助成	里親会員研修・交流事業費の助成
	(4) ひとり親家庭への支援	・食糧支援 ・父子家庭児童へ図書カードを支給 ・新ひとり親家庭　小学校入学児童お祝い事業
	(5) 小田原市母子寡婦福祉会事業費助成	寡婦及び母子家庭の生活の安定や自立更生など、会員の福祉向上を目的に活動を進めている母子寡婦福祉会の事業費を助成
	(6) 各種事業等を通した学校との連携推進	

障がい者	(1) 小田原市食の自立支援事業の実施 (障がい者世帯分)	重度障がい者の栄養状態の改善や見守りを目的とした配食事業
	(2) 当事者団体等の活動支援	お楽しみ会等交流事業費の助成
	(3) 各種事業等を通したおだわら障がい者総合相談支援センター、福祉施設等との連携推進	

6　ボランティア活動の促進とコーディネーター機能の充実・強化

…【計　基２-(4)、基３-(6)、基４-(9)】

住民の社会参加意欲の高まりとともに、ますます注目、重要視される本活動について、ボランティアセンターを中心にさまざまな機会を通じて住民のニーズを積極的に把握し、活動に対する援助を行うことにより、誰もが気軽に参加、活動できる体制整備に努めます。

また、地域等で活動するボランティア育成のための各種講座、研修等の実施及び支援を行うとともにコーディネーター機能の充実・強化を図ります。

事業名	概要等
(1) ボランティア相談事業と情報発信機能の充実	① 活動にかかわる各種相談や情報収集及び提供 ② ボランティア希望者の登録とニーズの調整 ③ ボランティアセンター情報紙の作成・発行
(2) ボランティアセンター寄託金品等の受入れ	ボランティアグループ等の活動費の一部助成や福祉機器の購入を目的とした寄託金の設置、寄託品等の受入れ・配分
(3) ボランティアグループへの育成支援	① ボランティアクラブの育成 ② ボランティアグループ等の活動費の助成
(4) 福祉教育の推進と学習・研修機会の提供	① 夏休み福祉体験学習の開催（福祉施設体験学習・福祉体験学習） ② 福祉ボランティアスクールの開催（「障がい児支援ボランティア講座」他） ③ 移動福祉教育「福祉体験出前講座」の推進（車イス介助法・車イスバスケ体験講座）
(5) 福祉機器等貸出事業	介護者支援、福祉教育の啓発、地区における事業等の支援を目的に、福祉機器・行事用機材を貸出 福 祉 機 器…車イス 行事用機材…着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機、オーバーヘッドカメラ、簡易テント 講　座　用…車イス、高齢者疑似体験セット
(6) 災害ボランティアセンター関連事業	災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づく訓練や研修会の開催
(7) 子どもの居場所づくり連絡会	市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体の情報交換の場と把握の場として連絡会を開催
(8) ボランティア活動保険等加入手続支援	全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」等加入手続窓口の設置

(9) 小田原市精神保健福祉地域交流事業	こころの病のある人にとって、偏見と差別のない、さらに住みよい地域づくりを目指し、市内の精神保健福祉関連機関で「小田原市精神保健福祉地域交流事業実行委員会」を構成 委員としての参加と負担金を支出
(10) 市民福祉大学の開催	地域活動に主体的に取り組む機会として、学習・啓発の場となる講演会等を開催
(11) 地区ボランティアクラブ代表者連絡会	地区ボランティアクラブ代表者同士の情報交換の場として、連絡会を開催
(12) 入園・入学用袋物プレゼント事業	自宅でできる裁縫ボランティアとして、入園・入学用手づくり布製袋物の寄付について募集を行い、ご寄付いただいた袋物を希望する世帯へのプレゼントとして提供
(13) 新ぬいぬいプロジェクト	市社協が寄付でいただくタオルを地区ボランティアグループやサロン参加者に呼びかけ、布巾・雑巾として仕立てていただき、出来上がった手作りの布巾・雑巾を、その方たちが希望する福祉施設等に寄付が可能になるよう働きかける事業

7　総合相談事業の推進（地域福祉活動の基盤づくり）…【計　基１-(1)】

地域住民の多様な生活課題を一体的に受け止める総合相談窓口を中心に、多機関協働による支援調整、地域福祉相談支援事業、地域福祉活動支援事業を連動させ、包括的支援体制の構築を推進します。

事業名	概要等
(1) 地域福祉相談支援事業・新地域福祉活動支援事業	・地域活動のネットワークを活かしながら、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯や必要な支援が届いていない世帯等を早期発見し、適切な支援へと結びつけ、一人ひとりに寄り添った対応を行う ・把握した課題を地域の課題ととらえ、住民の参加と協働により「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」につなげていく ① アウトリーチ(※3)等による問題発見 ② アウトリーチ等を通じた継続的支援 ③ 地域資源の把握及び開発に向けた研究 ④ 生活支援コーディネーターと協働した地域福祉の推進 ⑤ 多様な担い手との協働 ⑥ ケアタウンの推進・市との連携
(2) 福祉まるごと相談体制の推進	対象者本人、地域活動関係者、相談機関等からのあらゆる相談を受け止め、適切な支援につなぐ相談支援を実施する 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を通して「多問題を抱える世帯」や「制度の狭間」などの問題解決に取り組む体制や地域づくりを推進し、さらには社会との「つながり」を生み出す支援として「参加支援事業」に取り組む ① ひきこもり家族支援事業の実施 ② テーマ型相談支援包括化推進会議の開催（適宜）

	③ 多機関との連携構築に向けた研修会・事例検討会の開催・参加 ④ 重層的支援会議及び支援会議の運営支援（適宜） ⑤ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業の実施 ⑥ 参加支援事業「コレカラ」の実施

※『アウトリーチ』については、最終ページで説明しています。

8　経済的困窮世帯等への支援

事業名	概要等
(1) 生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対して、資金の貸付を通じて自立に向けた相談支援の実施及びコロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の実施
(2) 生活つなぎ資金貸付事業	生活保護の申請が受理されたものの、初回の保護費支給までの生計を維持することが困難な方に対し、少額の資金を貸付ける支援
(3) 生活困窮支援事業	緊急的に食糧が必要となる世帯等へ食糧品等の支援の実施
(4) 法外援護事業	行旅困窮者へ旅費の支給 行旅病人へ医療費の支援

9　権利擁護関係事業の推進…【計　基１-(2)】

さまざまな立場の人の人権が侵害されず、その人に最もふさわしいサービスが提供されつづけるような社会になることを目指して、権利擁護の取り組みを推進します。

事業名	概要等
(1) 日常生活自立支援事業（小田原市あんしんセンター）の実施	日常生活を営むうえで十分な判断能力が無い認知症高齢者や知的及び精神障がい者などが、地域での自立した生活を送れるよう、ご本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助（各種福祉関連情報提供、契約手続、利用手続など）や、それに伴う日常的金銭管理サービスなどを提供する事業
(2) 法人後見事業の実施	認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が著しく不十分な方などに代わって、市社協が後見人等として財産管理や身上保護を行う事業
(3) 成年後見制度利用促進に向けての体制づくり	成年後見制度の利用促進を目的とした中核機関「おだわら成年後見支援センターTOMONI(ともに)」について、法律専門職、行政、関係機関等との連携により運営
(4) 市民後見人養成事業の推進	成年後見制度の利用を必要とする方を身近な地域で支えるため、同制度の普及啓発及び市民後見人候補者の養成を目的に推進

１０　介護サービスセンター事業の推進

利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活を送れるよう、介護保険法に基づく適切な訪問介護サービス等を提供するとともに、障がい児者に対し障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供します。また、制度外サービスとして本協議会独自事業「自主契約ホームヘルパー派遣サービス」を実施するなど、多様化する利用ニーズに柔軟に対応します。

令和８年度は、介護サービスセンターの第１次中期経営計画の中間年度となることから、計画を効果的に推進するため、「利用者との継続的な信頼関係づくり」、「安心して働ける仕組みづくり」などを念頭に置いた取り組みを重点的に進めていきます。

事業名	概要等
(1) 介護保険法に基づく事業	① 訪問介護事業【神奈川県指定】 要介護者への身体介護・生活援助の訪問系サービス ② 国基準訪問型サービス【小田原市指定】 要支援者等への身体介護・生活援助の訪問系サービス ③ 基準緩和訪問型サービス【小田原市指定】 要支援者等への生活援助の訪問系サービス
(2) 障害者総合支援法に基づく事業	① 居宅介護【神奈川県指定】 障がい児・者（身体・知的・精神）への身体介護・家事援助や通院介助の訪問系サービス ② 同行援護【神奈川県指定】 視覚障がい者への移動や情報提供などの外出支援サービス ③ 移動支援（地域生活支援事業）【小田原市指定】 屋外での移動が困難な障がい者への外出支援サービス
(3) 独自のサービス事業	① 自主契約ホームヘルパー派遣事業 介護保険事業や障害福祉サービス事業で対応できない場合に行う身体介護・生活援助の訪問系サービス（令和８年４月利用料金改定）
(4) 研修・訓練の実施	① 全体研修（年１２回／含 法定研修） ② 個人別研修（登録ヘルパー：年１２回／６メニュー） 〃　（サービス提供責任者：年１０回／６メニュー） ③ 業務継続計画に係る訓練（自然災害：１回／感染症：２回）
(5) 法定委員会の開催	① 虐待防止委員会（年２回） ② 感染症対策委員会（年２回）
(6) 情報共有や技術指導のための取組	定例会議（年１２回／全体研修と同日開催）
(7) 満足度調査の実施	① 訪問介護サービス利用満足度調査（令和８年９～１０月） ② 訪問介護事業所職員満足度調査（令和８年９月）

(8) 人材確保や利用者獲得のための取組	① 登録ヘルパーやサービス提供責任者の登録促進・採用 ② 同行援護従事者養成研修（一般課程）の実施に向けた調査研究及び指定申請手続き（令和８年１１月頃の研修実施予定） ③ 人材確保や利用者獲得に向けた多様な広報戦略（含 訪問介護サービスのイメージアップを目的とした動画作成）
(9) 経営管理の最適化に向けた取組	① 中期経営計画進捗状況等共有会議（年４回） ② 介護サービスセンター運営会議（年１回／１２月上旬）

１１　共同募金運動の活動推進

事業名	概要等
(1) 共同募金（赤い羽根募金・年末たすけあい募金）の実施	厚生労働大臣が告示する期間内に限って、あまねく行う寄付金の募集で「たすけあいの心」をつなぎ「住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすこと」を目指した地域づくりを支えていく運動
(2) 年末たすけあい義援金の配分	社会福祉活動団体、地域福祉支援事業、生活困窮者支援事業など地域福祉に重点を置いた配分

１２　各種関係団体事業への協力

事業名	概要等
(1) 社会を明るくする運動への参加協力	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動に協力
(2) 小田原市遺族会運営費助成及び運営協力	相互扶助の精神を育み、戦没者遺族の生活を擁護するとともに、さらに進んで国家及び社会に奉仕することを目的に活動を進めている遺族会の運営を支援

１３　その他の事業

事業名	概要等
(1) 災害見舞金の支給	火災等による被災世帯等へ神奈川県共同募金会の「たすけあい福祉資金」と合わせて支給
(2) 苦情解決体制の充実	各種福祉サービス等に対する苦情対応
(3) 市内社会福祉法人の評議員確保に向けた相談受付	市内の社会福法人に対して、適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供
(4) 基金の有効活用	市民、法人及び団体等からの寄付金を積立て、原資から生じる利息を地域福祉事業等に活用 ①市民福祉基金　②交通遺児援護基金
(5) 各種プロジェクト等への参画	行政や他の専門機関等が行う地域福祉の推進を目的としたプロジェクト等への参画

［受託団体・事業等一覧］

団体事務受託等	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
⑴ 共同募金会小田原市支会 ⑵ 小田原創友クラブ（小田原市老人クラブ連合会） ⑶ 小田原市遺族会 ⑷ 小田原市母子寡婦福祉会 （４団体）	⑴ 小田原市食の自立支援事業 ⑵ 小田原市いきいき健康事業 ⑶ 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業 ⑷ 小田原市社会福祉センター管理 ⑸ 包括的支援・多機関協働業務 ⑹ 生活支援体制整備事業コーディネーター業務 ⑺ 地域福祉相談支援業務 ⑻ 成年後見制度中核機関運営業務 ⑼ 参加支援事業 ⑽ 〃地域福祉活動支援業務 （１０事業）	⑴ 生活福祉資金貸付事業 ⑵ 〃生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業 ⑶ 日常生活自立支援事業（小田原市あんしんセンター） （３事業）

※1　「個別支援」とは、生活上の困りごとや福祉的課題を抱える住民一人ひとりに対して、相談を受け、状況を把握し、必要な支援や関係機関につなぐなど、個々のニーズに応じて行う支援を指します。

※２ 本会が本事業計画書上で位置付ける「コミュニティソーシャルワーク実践」とは、各職員が行う個人や世帯への支援（個別支援）と、地区担当職員等が行う地域全体への働きかけ（地域支援）を連動させ、個人や世帯、地域の力を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちを目指した実践です。

※3　「アウトリーチ」とは、生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組みのこと。